

関西労災職業病2月号

(通巻第171号)

関西労働者安全センター 1989. 2. 10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎06・538・0148〔〒550〕郵便振替口座 大阪6-315742

100円



◆目次◆

- 第9回総会を成功させよう! 2
- 労基法第8章削除・労災法全面改悪阻止闘争 3
 - 労基研「中間報告」を葬り去ろう! 3
 - どんどん明らかになる「中間報告」の正体 6
- アスベスト対策大阪ネットワーク 8
- 〈新連載・学習のページ〉こころの病気の話し① 10
- 前線から(ニュース) 13
- 第8期労災職業病講座のご案内 18
- 治療は本来「こころよいものです」 さかいクリニック 20
- こんなときどうする⑥ 22

第九回総会を成功させよう！

安全センター運動の発展強化めざして

労基研「中間報告」による労災補

償制度の抜本的改善問題をはじめ、

一九八八年度の関西労働者安全センターの運動を取り巻く状況は、極めて厳しいものであったと言えよう。

しかし、この間の闘いは全国に燃え広がり、労働者のいのちと健康を守る運動が逆に広がりを見せつつある。一昨年から進めてきた「地域安全（労災職業病）センター全国交流会」の開催で、三一の地域センターが結集し、まだセンターのない県での設立の動きも多い。

また、自治体職場における公務災害、安全衛生対策の運動も大きく発展している。指曲がり症の一斉公務災害申請などを始め、改めて職場環境と健康のかかわりあいが見直され

ている。

さらに、未組織労働者の労働相談活動などをはじめ、地域での労災職業病問題の取り組みも多く取り組まれるようになってきている。

このような中で、関西労働者安全センターの活動に求められるもの、期待されるものは、非常に大きくなっていると行ってよいだろう。し

たがって、私たちのこれからの運動

は、これまでの延長線をそのまま行くという形ではなく、質的にも量的にも大きく飛躍する、体制を整えたものでなければならぬ。そうした

意味で、第九回総会を新たな運動方向の提起の場として開催する予定である。会員の積極的な参加をお願いしたい。

関西労働者安全センター

第九回総会

日時 三月十八日午後二時～

場所 部落解放センター第二研修室

(環状線「芦原橋」駅下車)

労基法第8章削除・労災法全面改悪阻止闘争

リクルート事件があらわにした労働省の本性

労基研「中間報告」を葬り去ろう！

いま、大揺れの労働省。いうまでもないリクルート事件の連日の報道の中で、労働省幹部の寄って立つ基盤が白日のもとにさらけ出されている。元加藤事務次官の未公開株譲渡に始まり、小粥事務次官、野見山労働基準局長の接待ゴルフ、飲食発覚による辞任、そして二月十七日には元職業安定局業務指導課長鹿野の逮捕、労働省家宅捜査。そして更には、雇用機会均等法施行時からリクルート社は労働省婦人局とも癒着し、婦人局が財界に呼びかけ、婦人局長OBが会長をとめる「女性職業財団」には、社員を派遣していたということが新聞報道された。まだまだその上、労働省OBで「労働省のドン」

とも言われる自民党の労働族議員、遠藤政夫参議院議員は献金、接待を受けた上、妻が「とらばーゆ」の発刊前からのモニターとして、十一年間毎月二七〇万円、総額四千万円の給与を受けていたということも明らかになった。

もはや現労働省の本性はここに明らかになったと言わねばならない。「日本株式会社労働対策部」どころか、財界のおこぼれを頂戴して、言うがままの政策を立案する便利な道具と化しているかのようである。「労働者保護のため」というハト派の省イメージは、この際きれいさっぱりと捨て去った方がよい。

労基法・労災保険法の改悪問題に

示された労働者切り捨ての思想の所も、このような一連のリクルート事件が明らかにした現労働省の本性だったのである。それは、男女雇用機会均等法準備施行時の、つまりリクルート社との癒着が始まったころの婦人局長が赤松良子で、その夫が労基研災害補償部会の座長である花見忠上智大教授であるというような事実でも推測される。いずれにしろ労働省グループは、戦後最悪の大改悪である労基法・労災保険法全面改悪を推進するに十分な陣型を整えていた。正体が判った以上、手をこまねいているわけにはいかない。改悪阻止闘争をますます強化しよう。

保険料率引き上げの使用者側の 見返りは「中間報告」の完全実現

労災保険審議会

昨年十二月以降、労災保険審議会・基本問題懇談会（メンバーは同じ）は十二月十三日、一月二五日の

二回開かれている。内容は「中間報告」の問題と同時に労災保険料率の改訂問題を議論している。「中間報告」については、前号でも報告したように関係者からのヒアリングを実施するということになって、このところは保険料率の改訂問題が中心になっているようだ。

労災保険料率改訂については、今年の四月には実施する予定で、二月中にも発表される見通しだ（ただ、消費税とのからみ方の処理で多少時間がかかっている）。内容は、十四業種について一〇〇〇分の一、四の引き上げで、全体として一〇〇〇分の一〇・二から一〇・八への引き上

げ、また同時に今後の料率の設定方式を次のように改めることになっている。

①新規年金受給者に係る賦課方式について、現行の年金給付額の六年分を徴収し、それ以上の分は「後世代負担」としているのを、事故発生時に将来必要な費用の総額を徴収する方式に改める。

②既裁定年金受給者に係る費用につ

いて、現行の業種別の負担から「産業間の相互扶助機能を強化」するよう配分する。

③労働福祉事業に係る料率を、現行の業種別の災害率に比例して負担する方式から、全業種一律料率とする。以上のような内容だと言われているが、使用者側が保険料率の引き上げの見返りとして、給付の方の「改正」、つまり「中間報告」に基づく法改悪を行うという保証を強く求めていると言われ、今後の審議会の行方はこの面でも予断を許さない。

労働側七団体が「中間報告」を 徹底批判

ヒアリング

「中間報告」についての関係団体からのヒアリングは、この一月二六日から二月六日にかけて行われている。労働省は十二月十三日付けで、二四項目の質問事項を示したが、労

働側のヒアリング七団体は、数度の打ち合わせを行い、各団体の意見を交換して、質問事項に対しては文書回答を用意し、ヒアリングの時間は今後の労災補償制度のあり方を検討

する上で重要緊急な問題は、「中間報告」の内容とは別のところにあることを強調していくことを確認した。また、前号でふれたように、労働省は今国会上程を断念した際に、

「年齢スライドだけでも早期に導入したい」との意向であったようだが、これは基本懇で使用者側が「あくまでもセットでやるもの」と見送りになっている。

大阪地評が労働基準局交渉

三月十一日には討論集未公表

総評大阪地評は一月二四日午前十時より労基法・労災保険法改悪問題で大阪労働基準局交渉を行った。地評からは下市副議長、労職対メンバーを始め、約三〇人が参加し、局側は藤村労災管理課長が対応した。

この交渉は昨年秋の申し入れに引き続き形で行われたもので、まず局側より労働省本省での進行状況の説明を行う形で始まった。その中で、労災保険基本問題懇談会の関係者からのヒアリングについては、使用者側から九人が既に済んでおり、今後労働者側の七人が行われることが報

告された。また「中間報告」の中身

については、「まだ決まった案でもないのでコメントできない」とし、「地方局はあくまでも法の執行機関であり、その立場からは皆さんの要望を確実に集約し、報告するということだ」と答えるにとどまった。なお、この日は朝八時より基準局もよりの地下鉄天満橋駅付近で三千枚のビラ配付もおこなった。

さらに二月十六日には、大阪地評

中小共闘が、労働基準行政全般にわたる問題について基準局交渉を行った。中で特に議論の的となったのは、未組織労働者の申告に対する労基署側の対応の悪さ。交渉参加者のだれもが、労基署でいい加減に扱われて仕方なく労働相談に訪れた未組織労働者の例を頻繁に経験しており、実例をあげての交渉となった。また、外国人の就労問題でも、最低賃金以下の賃金で働きそのまま不法入国として強制送還されている例などがあげられた。

大阪地評では、今後の日程として、三月十一日に労基法・労災保険法改悪問題についての討論会を開催し、阻止闘争の一層の盛り上げを図る。また、三月二四日には総評の中央行動の一環として、労働省交渉を行う予定である。

労基法・労災法改悪阻止討論集未公表

3・11 午後2時、部落解放センター（環状線「芦原橋」下車）

講演 古川景一（総評弁護団） 報告 伊藤彰信 他

三三二一八 働くものの労災補償制度を

考える懇談会が結成集案会

この間、総評弁護団のよびかけで、
結成準備が進められてきた「働くもの
の労災補償制度を考える懇談会」

後、労働組合はもちろんのこと、全
国の労災職業病にたずさわる医療機
関、地域安全センターなども含めて
よびかけていくことにしている。

どんどん明らかになる労基研「中間報告」の正体

再検討の必要性を次々認める

労基研(災害補償関係)メンバー

労基研「中間報告」作成メンバー
に対する討論のよびかけによって公
開討論会が行われ、その中で、作成
者自身が「中間報告」の重大な問題
点を率直に認めるに至っている。

十五日と行われ、十二月六日には、
労災医療の現場医師との話し合いと
して、松浦診療所松浦医師との会見
が行われた。

二月七日、第四回討論会が、京都
大学法学部で行われた。

破綻した

西ドイツの例

西村京大助教授

京大西村助教授との討論会は、昨
年十月二十七日、十一月四日、十一月

十二月六日には、松浦医師が、休
業補償一年半打ち切りと労災専門医
委員会(現行の局医制度)について
問題点を指摘した。この際、西村氏
は、一月西ドイツ出張の予定(北大
保原教授(労基研メンバー)と同行)
を明らかにし、その報告を次回討論
会で行うことを約束した。

視察報告の中で注目されていたの
は、西村助教授ら労基研が、休業補
償一年半打ち切りの大きな根拠として、
「最大七八週間(約一年半)で年金
移行する(休業補償打ち切り)」と
いう西ドイツの例などをあげている
ので、これが実際はどうかという点
であった。実は、一月六日でも、
「西ドイツには職場復帰のためのリ
ハビリテーション給付がある」(西

村)ことが明らかにされ、「中間報告」との違いが問題になった。さらには、その運用の実態も「知らない」ということで、西ドイツを参考にしたいといながら、それすら実態を知らずに「参考にした」ものであることがわかった。

視察報告の中で西村氏は、西ドイツでは、一律打ち切りは行われていないことを報告、症状によって一年半を越えて休業補償を受けている被災者も「当然いる」との西ドイツ当局者の話を紹介したのである。

もともと「一年半」は医学的根拠をもたず、「厚生年金・傷病補償年金が一年半」「西ドイツなどもそう」という理由だった。

この日も、「一年半越えても休業が必要な被災者はどうすればいいのか」「厚生年金などの一年半は給付をプラスするもので、それを休業補償打ち切りというマイナス給付のための期間にもってくるのは全く詭弁

(きべん)」などの批判の声が続出した。しかも、「西ドイツの例」が全く違うということになったのである。「何とお粗末な」という声会場に起こったのも当然だろう。

「中間報告」の最大の柱である「一年半打ち切り論」、その根拠としていたことさえデタラメというわけである。

基本的な

再検討が必要

討論会場からは、「リクルートの労働省に義理立てするのはやめよ。」「中間報告」を白紙撤回せよ」となどと厳しい声集中した。

これに対して西村氏は、「これが自分の書いた論文だったら・・・、他のメンバーと共に書いたものなので」と答えた。

西村氏は、二回目の討論会で、一年半打ち切りの問題点とさらに検討

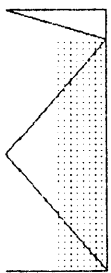
する必要があるとの確認を行っている。しかし、その後も「中間報告」は「そのまま」労災審議会において議論の対象にされており、労基研は「中間報告」の内容の再検討をしていない。

その点も含め、今回の討論会のみとめとして、西村氏は次のような確認書に署名した。

労基研中間報告のなかの、休業補償一年半打ち切りの問題については、重大な問題があり、基本的な再検討を要すると考える。したがって責任をもって労働省および労基研に対し早急に再検討に入るよう要望する。

一九八九・二・七

西村健一郎



被災者の生活は

「雇用問題」？

下井神大教授

神戸大学法学部下井教授との討論会は、一月一九日、神戸大教養部で開催された。討論会は、兵庫県評、兵庫県安全センター、全港湾神戸地区協、兵庫被災者交流会、神戸労働対、尼崎労安対、神大教養二部自治会、関西安全センター、労住医連の呼びかけで行われた。

下井教授は、休業補償の一年半一

律打ち切りについては「新たな障害等級表が前提であり、その点は「中間報告」は不十分」とし、さらに検討する必要性を認め労基研に提案することと約束した。しかし、休業補償打ち切り後の被災労働者の生活をどうするのかとの追及に対しては、

教官としても、人間としても間違っており、各団体は今後さらに追及の構えである。

「雇用問題だ」と無責任な発言を行い、参加者の怒りがあった。

時間切れとなったため、さらに今後討論会を続行すると約束して終了したが、現在、下井教授はこの約束を誠実に守ろうせず、日程設定に依拠していない。こうした行為は、大学

アスベスト対策大阪ネットワーク

バラバラな府の対策 統一的な撤去工事対策指針を

大阪府交渉

さる二月一日、石原大阪府議会議員の仲介によって、アスベスト対策大阪ネットワークと大阪府との交渉

が実現した。当日大阪府からは、府のアスベスト対策検討委員会の事務局である環境衛生課をはじめとして

十二課一室が出席。ネットワークからも十四名が参加した。



対策指針案の公開を要求

大阪府は、府立高校の吹付けアスベストの一律囲い込み工事をおこなう一方で、府有施設での撤去工事を予定しているというように、対策が現局対応になっており、個々の状況にあった統一的な方針がない状態。

今回の交渉では、府の検討委員会が作成を予定しているアスベスト対策指針が一つの中心になった。

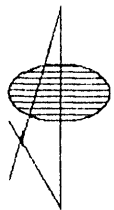
対策指針は行政が工事の安全性を担保しうる内容にしなければならぬという立場からネットワークは、指針案がある程度まとまった段階で市民に公開しその意見を求める機会をつくるよう要求した。委員会側は明言を避けたが、この点は今後とも強力に要求していかなければならぬであろう。

民間への融資制度、泉州地域の被害実態調査を要請

この対策指針の問題の他にも、民間施設の吹付けアスベスト撤去改修工事に対する融資制度の問題、石綿工場の密集している泉州地域でのアスベストによる健康被害の実態調査などが主として論議された。融資制度については、現行のものは石綿工場を対象としており、一般店舗での吹付けアスベスト処理工事に融資したことがないという回答であった。民間でのさまざまな工事が横行していることを考えると、融資制度を整備したうえで、行政が指導を行う体制を作ることが急務になっているといえよう。泉州地域の健康被害については、府はほとんど把握しておらず、放置同然の状態である。今後労働福祉課等との協議を重ね、実態にせまっていくなることが必要であろう。

検討委員会は統一的な施策を

交渉を通じて明らかになったのは、府のこれまでの施策が現局対応にとどまり、そのためバラバラなまま進められてきたということである。対策指針ができていない段階で、営繕室が府有施設の吹付けアスベスト撤去工事にはいるといった矛盾はそのことを端的に示している。今後アスベストの問題は一般アスベスト建材、ビル解体現場、労働現場へと無限にその裾野を広げていく。検討委員会は、各課の連絡調整機関の域を脱して、統一的な政策決定機関へと再編成されることが求められている。



うつ病の病気の話 ①

うつ病

小川・渡辺診療所 渡辺・折口雄

「最近、なんとなく元気がでない。やる気がなくなったし、じっさい身体もしんどい。朝おきにくく出勤するのがつらい。仕事をしてても集中力がなく、予定どおり消化できない。判断したり決断するのができないので困ることがある。頭がおもく食欲がない。寝つきもわるくなって、眠れないままいろいろなことを堂々めぐりのように考える。人に会うのもうっとうしい」

こういう訴えで受診する人があると、うつ病ではないかとうたがいます。ここ十年来うつ病は増えているようです。しかも、そううつ病のうつ状態というよりも、もう少し軽症の

うつ病が増えているそうです。

“おちこみ”と うつ病のちがいは

誰でもおちこんだり、元気をなくして悲観的な気分になることはありますが、「おちこんでゆううつになっていく」と「病気としてのうつ状態」とはどこがちがうのでしょうか。

普通「おちこみ」とときにはそれなりの理由があります。本人はそれを自覚して「悩み」としてやんでいます。まわりからみても「彼が元気をなくするのは当然だろう」という事件が起こったりしています。たとえ

ば家族の死亡など。

ところが、うつ病のばあい、「原因」がみつからないことが多く、また本人も自覚していないことが多いのです。なるほどそうなるって当然だろうという事件もおもいつかないので、まわりの人もはじめは病気とおもいません。仮に何か先行してきっかけになったかもしれないことがあっても、むしろ一見本人にとっては喜ばしいことではあれ、しずみこむことにはつながりそうにないこととであつたりします。職場での昇進や栄転、家族の結婚や出産、家の新築や転居など。

また、うつ病は気分の変化だけではなく、食欲がなくなる、眠れなく

なるという大きな変化がともないま
す。その他の身体の症状もでてきま
す。つまりうっとおしさの程度が深
く、身体のレベルにまで症状がおよ
んでいます。

したがって、うつ病になると、ま
わりのすすめもあって、まず内科や
婦人科など精神科以外の病院を受診
して身体的な面の訴えをすることが
多いのです。いろいろ検査をしても
本人の苦痛をうらづけるような身体
の病気はみつかりません。それで
「気のやまい」ということになりま
す。つまり本人の「気のもちよう」
だとか、「なまけ病」ではないか、
とされてしまいます。

こうなると、家族や友人は「もっ
とがんばれ、しっかりしろ」とはげ
ましたり、「サボリ病とちがうやろ
か」としかったりすることになりま
す。ところがうつ病の人にとっては
これはだいたいの逆効果のことが多く
うっつは一層ふかまり、イライラする

という焦燥感まででてきます。まわ
りから言われることももっともだと
おもい、自分でも努力するのですが、
どうしようもなく何もかも億劫なの
で、ついには「自分など、いなく
なった方がまわりのためにもいいの
ではないか」と自殺のことが頭にち
らついてきたりします。

ここまでくると、専門的な治療を
うけることがさけられないほど病状
が深刻になってきたとかんがえねば
なりません。

様々な

発病の契機

うつ病になりやすいタイプの人
がいるようです。

真面目で几帳面、律儀で仕事好き
なんでもキチンとしなければ気がす
まない人です。やりはじめるといい
加減でやめることができないう完全主
義です。そして、それと同時に対人

関係では、人づきあいがよく、たの
まれるとことわるのが苦手です。一
言でいうとマジメ人間といってよい
タイプです。そのために引受けきれ
ないことを引受けてしんどい思いを
します。しんどいことになっても他
人にそれをぶつけることができなく
自分が不十分だからだ、もっとやら
ねばとひたすら自分の方を責めてし
まいます。

発病のメカニズムについてはいろ
いろいわれていますが、一つの考え
方として「におろし」うつ病という
理解のしかたがあります。いつもが
んばりつづけてきた人が、なにかの
むしるホッとするようなことがおこ
ることがきっかけでうつ病になっ
たりします。それでさきほど述べたよ
うに逆説的な発病がおこるのです。

その他の発病の契機としてよくあ
げられるのは、転勤、家族構成の変

化（死亡、結婚、独立）、転居、病
氣や怪我、財産に関連する変化（相
続や売買）などです。

うつ病は 必ず治る病氣

さて、うつ病にたいしては周囲の
どんな配慮が必要でしょうか。

多くのうつ病は、薬物によく反応
してなおります。また、薬物をつか
わなくとも、十分な休養がとればば
よくなおります。つまり、本人はも
うなならない、事態はわるくなる一
方で将来も絶望的だ、とおもいこん
でいるのですが、これはかならずよ
くなる病氣であるということをはっ
きりいってあげることが第一です。
そして、病氣であって「なまけ病」
でも「やる気の問題」でもないの
ですから、周囲がそういうことをい
って叱責したり、激励したりするの
をやめねばなりません。それはマイナ

スの効果しかないからです。

休息が第一です。仕事をつづけな
がら休養し、治療もするというのが
無理な場合も多いので、診断書（休
養の保障として）を提出して一定の
期間、ちゃんとした休息期間をも
うけた方がいいときがあります。そ
の方が結局は短期間で回復します。

この期間には、本人が考えがちな
休職、退職、転職などの大事な決定
は保留にします。また、私的なこと
でも何か重要な選択はさきのばしに
しておきます。それはそういうこと
ができにくいということもあります
し、またうつ状態の最中にあるは
あとにひびく決め方をしがちだから
です。

また、治療を受けた場合には、服
薬の効果や副作用、治療期間や見通
しなどについて主治医からの説明を
きいておきます。身体的な症状があ
る場合にはとくに、それと区別する
ためにも、薬物のおこりうる副作用

についてあらかじめ知っておくこと
は大切でしょう。薬物は抗うつ剤が
中心につかわれますが、口が乾く、
めまいがする、便秘になる、手が細
かくふるえるなどはよくみられる副
作用で、それぞれある程度の対策が
あります。

もっとも大切なことは、周囲の支
えでありますが、今はしんどくても
必ずよくなること、そのためには休
養が必要だし、または休息はゆるさ
れて当然であることをいい、本人の
心理的な負担をできるだけ軽くして、
休息するという気分を保障してやる
ことです。

治療中、一番心配される事故は自
殺です。うつ病には一定の病状の経
過がありますが、もっとも底の状態
よりもそこからすこし抜けでたあた
りで企図されることが多いといわれ
ています。このあたりの判断と対策
は専門の医師に頼る方がよいでし
ょう。

前線かろ

大阪港穀物岸壁で

心筋梗塞死

南大阪

労災申請へ

大阪港穀物

専用岸壁で、

穀物の荷役作

業を行って

る榊大阪埠頭

倉庫の社員で

あるGさんが、

昨年十二月二日の作業中

に急性心筋梗塞症を発症し

死亡した件について、Gさ

んが所属していた全倉運大

阪埠頭倉庫労組と全港湾大

阪埠頭分会はこのほど業務

上災害として労働基準監督

署に労災補償請求の取り組

みをおこなうことを決めた。

Gさんは穀物を船から吸

い上げ、サイロに貯蔵する

吸い上げ機の操作を担当し

ており、その日の午前中も

北海道産小麦の荷揚げ作業

を行っていた。その作業が

終わった午前十一時ころ、

翌日作業予定の大型船が同

じ岸壁に接岸することにな

り、現在接岸中の船の出航

が必要となった。ところが、

予定時間が大幅に繰り上

がっているために、ピット

にかかっている綱を外す係

がおらず、急きょGさんが

外すことになった。すでに

タグボートが近

づいており、急

がねばならない

と思ったGさん

は、全力疾走で

ピットまで八〇

メートルの距離

を走ったところで倒れ、救

急車で病院まで運ばれたの

である。

労組では、発症の直接原

因が、直前の予期しない

全力疾走という過度の負担

にあることを事実関係から

はつきりとつかみ、セン

ターの協力で労災遺族補償

の請求の準備を進めている。

八尾

八尾現業労組が

総合調理師の研修会

職業病の実態把握を

八尾市現業労働組合は、

小学校、保育所、給食セン

ターの調理員を対象に指曲

がり症を中心に、頸肩腕障

害・腰痛を含めた職業病学

習会を、二月八日、近鉄八

尾駅前プリズムホールで

行った。

学習会には、約四〇名が

参加、冒頭、安田委員長が

挨拶、つづいて越道書記長

が今回の自治労の指曲がり

症認定闘争の経過説明及び八尾現労における取り組み方について提起をおこなった。

学習会は、安全センター事務局の片岡が、指曲がり症と原因、症状、対策についてと、訴えの多い、頸肩腕障害・腰痛について解説し、質問・意見を出し合った。多くの人が針灸を含む治療を何らかの形で受けており、指の変形を訴える人もいた。

今後、八尾現労では現場にアンケート調査票を配付、実態の把握を行い、認定申請を含む取り組みをおこなっていくということであり、安全センターでも最大限協力していくことになっている。

派遣先のお得意先の

仕事先での急性腰痛

大阪北

私病扱いで退職??

派遣会社のR社に勤務し、大手家電メーカーの販売会社へ販売員として派遣されていたKさんは、取引き先の大型店舗の配達手伝いのため、昨年十二月二二日に顧客の自宅へテレビの配達作業を行っていた最中に、急性腰痛症を発症した。帰社後、直ちに病院に受診し、医師から労災の手続きを取るよう指示された。その旨を会社に報告したところ、「お客さんのところだし、現認も取れないから健康保険で行ってくれ」と言われ、

不満ながらもそれに従った。

ところが今年に入って、

療養中ながらもなんとか出社していた一月十三日に、上司から「仕事がなくなったので辞めてほしい」と言われ「退職願」の提出を求められた。不服ながらも「自己都合退職願い」を提出したKさんは、その後どうに

もおかしいと思ひ、翌日セ

ンターに相談の電話をした

上、会社から「退職願」を

取り戻すと同時に、労災補

償請求の手続きを取るよう

に要求した。手続きを取る

姿勢を見せない会社側に対

してKさんは、全港湾建設

支部に加入するとともに、

一月二七日管轄の天満労基

署に指導を求めた。

その結果、R社はそもそ

も派遣会社としても登録し

ていないことが判明し、業

種からも派遣法違反は明らかで、

労基署はその面での指導も行うことにしている。

◇読者のみなさんへ◇

「関西労災職業病」の定期購読を お知り合いにお勧め下さい。住所をご一報下されば試読誌をお送りします。

組合敵視の暴力事件

業務中で労災申請へ

全日本建設運輸連帯労組関西生支部

大阪西

駐車場からトラックを出庫しようとしたところ、「当たった」と因縁をつけ

られ、運転席から引きずり下ろされ地面に頭部、手、肩などを強打した、運送会社の運転手のケガについて、労災補償の請求を行った。

全日本建設運輸連帯労組関西生コン支部敷地運送分会の田村勇さんは、昨年十二月二一日の朝、会社駐車場から大型トラックを出庫しようとしたところ、前から歩いてきた同僚のSに「俺をひき殺す気か」と

どなられ、一・五メートルはある運転席から引きずり下ろされた。怪我をした田

村さんは会社に、病院へ連れていくように求めたところ、組合敵視策をとっていることから「お前が悪い」と取り合わなかった。会社側の組合敵視策による暴力事件としての側面は大きい、事故に到った経緯を見るならば、業務上災害として側面ははっきりし

ており、その意味から労災補償請求は当然。ところが会社は請求に関する証明さえ拒否するという姿勢をとっている。同労組は二月十日、管轄の天王寺労基署に労災補償請求を行い、会社への指導を求めている。

大阪中央

職場復帰問題 Nさん被災者 労組加入

住宅のメンテナンスを業務とするD社のオフコンオペレータとして勤務し、頸肩腕障害に被災したNさんは、現在労災補償をうけて

休業中であるが、症状は徐々に軽快し、昨年秋頃から段階的職場復帰を望みうる状況になっている。しかし会社側は、職場復帰のた

めの条件整備を行うことなく、直属の上司はNさんに職業病が個人的な責任で発症したかのような発言を繰り返している。そこでNさんは、総評東地域合同労組に加入し、二月十六日に職場復帰の条件整備、上積み休業補償などの要求を会社側に行った。職業病被災者の職場復帰については、会社側の理解が

ないために被災者が不利益をこうむるケースが極めて多く、Nさんの場合も一年契約の「特定従業員」という不安定な雇用状態もあって「そのまま退職へ」とい

う会社側の不誠実な対応が行われた時期もあった。完全職場復帰に向けて、Nさんと東地域合同労組の取り組みが期待される。

障害等級審査

「判断は不十分」

と局医認める

全港湾建設支部西成分会

全港湾建設支部西成分会所属の篤職T氏が、労災障害等級の不服申請を兵庫労災審査官に行っている件について、本誌十一月号で報告したように、現在、三名の主治医の見解と局医の見解が異なっていることが問題になっている。

具体的には、外傷性頸部症候群によって残っている神経症状の判定について、原処分が「九級」就労可能な職種が相当程度制限される」と認定している点について、本人を診てきた主治医は、いずれも「労働能力二分の一以下」「軽易な勞

務以外に服することができない」と、七級以上であると診断している。局医見解は、明らかではないが、原処分と同じである模様。

一月二六日には、現主治医松浦診療所田島医師に審査官が面会、その際、これを受けて話し合いを申し入れると、「これ以上話すことはない」と一時拒否したが、結局は行われることが確認された。

一方、今回、T氏を診察した局医A氏に面会し事情を聞いてみた。A氏によれば「自分の判断はその時だ

けのものでしかない。頸部の症状といっても主治医が診断している、頸部の腫れ、疼痛、めまい、耳鳴りなどは判断していない」と自ら不十分であることを認めている。

もはや、原処分の誤りは明らかであり、本人・組合は原処分取消を強く求めている。T氏は、その後、強いめまいに襲われて三メートル落下し腰部を骨折する事故にあい入院しており、関係者は改めて行政認定の誤りに怒りをおぼえている。

労働行政内側からの証言

井上浩氏と語る

対談・講座・Q&Aで分かりやすいパンフレット

B5判56頁 頒価四百円 送料二百円

アルバイト労働者の

変形性脊椎症

大阪東南

労災申請へ

ユニオンとうなん

ユニオン東南組合員Nさんは、このたび変形性脊椎症の労災申請を行った。Nさんは、八四年から八七年までアルバイトとしてS社で合成皮革のロールを荷出しする作業に従事していた。二〇キロから三〇キロのロールを不安定な姿勢で引き出し、肩に担いで四階、三階から一階まで階段を降りる作業が中心であるため、脊椎に負担がかかり変形性脊椎症の発症となった。

会社は、就業時間前の掃除や荷出しのノルマを高く

するなど、アルバイトにより過重な仕事を押しつけ、使い捨てるやり方をとってきた。そのため、会社のやり方に対し不満を感じ一年内外でやめるアルバイトがほとんど。Nさんの場合も脊椎症のため仕事を休まざるをえない日が重なったのを機に、「アルバイトは仕事で体をこわせば辞めてもらうのが社会通念だ」と解雇を強要。ユニオン東南は、今後労基署への働きかけとともに、会社の責任を追及していく考えである。

88年末カンパへのご協力

ありがとうございます

昨年末より会員、読者の皆さまにお願いしてまいりました、関西労働者安全センター一九八八年末一時金カンパ要請に対し、今年一月三十一日現在で、

二、四五八、二五一円

という多額のカンパが寄せられました。皆さまのご厚意に深く感謝いたします。この多大なるご厚意は、皆さまの安全センター活動への激励そして今後への期待とうけとめ、一九八九年における労災職業病・安全衛生の運動の更なる発展、強化、拡大をはかっていくことを役員一同決意しております。

どうか今後ともよろしくご支援ください。



第八期 労災職業病講座のご案内

職場での安全衛生・労災職業病の取

り組みに役立つ知識をわかりやすく解

説する「入門編」として、今年も労災

職業病講座を開催致します。安全担当

者の方々はもちろん、多くの皆さんの

ご参加をお願いいたします。

関西労働者安全センター第八期労災職業病講座〔全六回〕

◇場所 大阪市立労働会館（JR・地下鉄「森の宮」駅下車徒歩すぐ）

◇時間 各回とも午後6時から8時

◇参加費 六回通し一二五〇〇円（会員二〇〇〇円）

各回一五〇〇円（会員四〇〇円）

◇申込み方法 事前に安全センターまで、電話等でお知らせ下さい。

2月14日 脳卒中・心臓病

松浦良和（松浦診療所）

労働者の「過労死」という言葉が定着してきていま

す。その具体的疾病である脳・心疾患の解説と合わせ

て労災認定の現状、認定基準の問題点について。

2月28日 じん肺

白川太郎（労災職業病研究会）

ケイ肺、石綿肺などいろいろな粉じんを吸い込むこ

とによって引き起こされるじん肺。鉱山、溶接、港湾

荷役など様々な職種で発生している。そのメカニ

ズムと対策、労災認定の問題点について。

2月22日 頸肩腕障害・腰痛症・指曲がり

田島隆興（阪神医療生協診療所）

労災職業病のなかでも大きな割合を占めている頸肩

腕障害・腰痛は、港湾・金属・福祉など、そして最近

ではVDTと発生職場も様々で身近な問題。そして、

いま自治労が全国的に取り組んでいる指曲がり症につ

いてのホットな話も。

3月7日 働くものの精神衛生

渡辺哲雄（小川・渡辺診療所）

精神的ストレスから心を病むという問題はどこにも

あるが、まだまだ偏見も多い。一方、企業が労務管理

の一つにしてきているのが「メンタルヘルス対策」。

働くものの立場から、わかりやすい精神衛生の話。

3月14日(火) 労災補償のしくみと認定

西野方庸 (関西労働者安全センター)

現行の労災補償制度のしくみ、業務上外認定の考え方と取り組み方など、具体的な実務を実例をまじえて解説。

3月22日(水) 職場の健康管理

片木健一 (阪神医療生協診療所)

職場の健康問題を労働者の立場から解決していくには、そのための健康管理の考え方、具体的な知識が是非必要。労働組合としての取り組み方も提言。

職場の安全衛生ハンドブック

安全衛生活動○職業性腰痛○VDT労働○粉じん職場の健康○振動障害○騒音性難聴○放射線被曝
有機溶剤・重金属○循環器疾患○メンタルヘルス対策○職場健康診断○健康調査○安全パトロール
労働安全衛生法令○労災補償制度

編集代表 中桐伸五 A5版 三三七頁
頒価一八〇〇円 送料二五〇円 (冊数に関わらず)

ブックレット自治体労働と安全衛生③

指曲がり症

調理員の新しい職業病 その治療と対策

「指曲がり症」の発見

「指曲がり症」は職業病だ

なぜ起こる「指曲がり症」

多発する「指曲がり症」

「指曲がり症」の治療について

どうすれば予防できるか

「指曲がり症」を発生させない運動を

自治労安全衛生対策室編

中桐伸五・甲田茂樹・斉藤讓著

労働基準調査会発行

定価五百円 (送料二百円)

治療は本来”ごころよいもの”です

「さかいクリニック」を紹介させていただきます。

昨年三月に、八尾市内で開業したところで、まだ一年にもなっていません。西洋医学だけの病院の整形外科に限界を感じていました。しかし漢方を知り、勉強していくにつれてその限界は単に西洋医学の限界だとわかりました。診療科目は、整形外科・内科・理学診療科・漢方・針灸です。

漢方と針の考え方を基本にして、個人個人の状態に即した治療を目指しています。

実際の治療では、「治療は快いものである」をモットーにしています。我慢して牽引を続けたが、余計痛くなったなどということをよく耳にし

ますが、誤りは明らかです。傷ついた肉体や心を治療する時、それが適当なものであれば、深い意味で「快い」はず。本来、人間に備わっている自然治癒力を高めてくれるものだからです。

具体的には、体の内側からは漢方薬で、外側からは針治療や電気治療で体調を整えることにより、症状の改善と治癒をはかることを基本にしています。

疼痛で困っている方、漢方薬による治療(健康保険診療)を希望される方は、一度ご来院下さい。

さかいクリニック

八尾市光町一丁目七番地

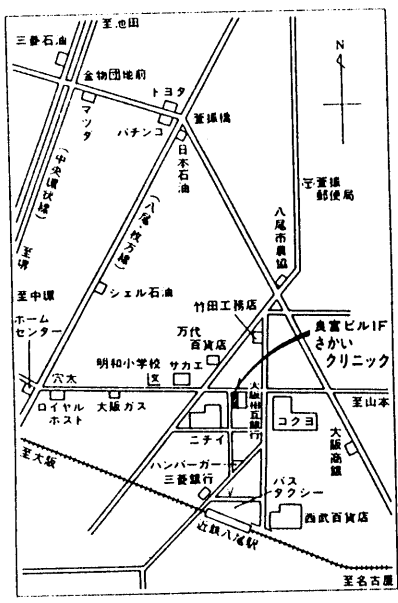
TEL (0729) 9916233

(近鉄八尾駅北へ徒歩五分)

〈診察時間〉

月～金 午前9時～12時
午後5時～8時

土 午前9時～午後1時
(日・祝日休診)



十二・一

トレ일러で長距離輸送途中、雪で動けず待機中に急性心不全で死亡した運転手は「過労死」だとして、和歌山地裁は労災不支給処分の取り消しを命じた(和歌山)

十二・一九

交通事故の現場にトラックが追突し、事故処理中の警官が全身打撲で死亡(名古屋)

十二・二一

県道横の雪崩防止工事現場で突然土砂崩れが起き、作業員六人が生き埋めになり一人が死亡、一人重傷四人が行方不明(長野)

十二・五

マンション建築現場で、鉄骨工が二階部分から転落、重体(大阪)

十二・二六

潜水作業船と砂利運搬船が衝突、潜水作業員一人が海に転落、行方不明に(大阪)

十二・七

JR中央線東中野駅で停車中の電車に後続の電車が激突、双方の六車両が脱線し、後続電車の運転士と乗客一人の計二人が死亡九十五人が重軽傷(東京)

十二・二六

造船会社で約百本の鋼材をつりあげていた大型クレーンのアーム部分が鋼材ごと約三十メートル落下、作業中の八人を直撃し、二人が即死、六人が重軽傷(八幡浜)

十二・八

コンクリート工場で、生コン原料の砂山が崩れ、建材会社の従業員二人が生き埋めになりうち一人が死亡(大阪)

一・七

出勤後まもなく心筋梗塞で死亡した高校教諭は「過労死」だったとして、地方公務員災害補償基金北海道支部審査会が公務上認定の逆転裁決(札幌)

十二・一一

川崎重工明石工場で、防音装置用の合金製パネルが突然倒れ、従業員一人が下敷きとなり死亡(明石)

一・二六

新日鉄堺製鉄所で四万立方メートルホルダーのガスタンクが爆発、炎上、一人が転倒して重傷(堺)

十二・一七

手の指が「く」の字形に変形する「指曲がり症」で悩む全国の学校給食調理員六十一人が九都道府県で地方公務員災害補償基金支部に一斉に公務災害認定申請(前号参照)

一・一九

フェリーターミナルで乗船車両の誘導業務などに従事していた心筋梗塞で死亡した警備員に、神戸東労基署が労災認定

一・二七

JR山陽線でターンバックル交換中の作業員が感電し、一カ月のやけど(下関)

こんなときどうする

⑥

他人の暴力による災害

仕事上の対人関係による

暴行は業務上

他人から受ける暴行・傷害でも、職場の人間関係、第三者との職務上の関係から起きる危険の一種として因果関係があれば業務上災害と認められることになっている。ただし、それが業務以外の私的な関係による怨みに原因しているとか、被害者が仕事の範囲を越えて相手を刺激し、あるいは挑発したというような場合は業務に起因したとはみることができない。

たとえば、警備員が強盗におそわれて死亡した事故、工事現場監督が

手抜き工事をしている作業者を発見

して注意したところ、作業者に殴られた場合、無礼入場を制止した改札員が乗客に刺された場合などは、明らかに業務上災害と認められることになる。つまり、被災者が他人の怨みや反発を買いやすい職務についている場合は、明確に業務上災害としての認定がされるケースが多い。

ところがそうでない場合、たとえば電気料金の集金人が集金先で第三者に因縁をつけられた場合など、たまたま起こったものとして業務外の認定がなされている例もある。様々な不特定多数の客と接する必要がある労働者の場合には、私的な怨恨や被災者の挑発などの特別の事情がな

いかぎり仕事上の対人関係から生じた災害として業務上災害とするのが当然だろう。

けんかによる

傷害はケースごとの判断

いわゆるけんかによる傷害については業務外とされるケースが多い。

当然のことながら、職場の人間関係のなかで、仕事上の注意をして殴られたならば、一方的に殴られているばかりではなく殴り返し、それがけんかという形をとる。この場合に、殴り返すのが挑発行為と認められることが多いのだ。しかし、そんなことで決定すれば、第三者の暴力はもっぱら殴られっぱなしという状態であれば業務上災害とは言えないことになってしまう。そういうことからすれば、動機が仕事に関連しており、被害者が度の過ぎた刺激的な態度で自ら災害を誘発したということ

がないかぎり業務上災害と認めるべきと考えられる。

以外と狭い

「たまたま」災害の判断

その他、労働者には何の理由も認められないのに、たまたま第三者から暴行をうけたというようなケースがある。たとえば、容貌がたまたま過激派の一員と似ているという個人

的理由で路上でおそわれたという「人違い」による暴行では、「第三者の暴力行為や流れ弾等のような不可抗力的原因や通常一般には予見しえないような原因から生じた災害は、当該労働者の業務施設が相対的に有力な協働原因になっている場合以外は業務とは無関係な危険から生じた災害」として業務外としている。また、理由もなく同僚労働者の一方的ないたずらによるような場合でも業

務外とされるケースが多くある。このように、災害が不可抗力かどうか、通常ありえないケースであるかどうかなどの判断によって業務上外の判断をするのは、労災補償の社会的な趣旨から言っても間違いといわざるを得ないだろう。実際、通勤災害の事例では、いわゆる「たまたま」のケースでの補償給付が行われるようになってきている。

V D U 労働

コンピュータと変化する事務作業

ブックレット自治体労働と安全衛生②

- コンピュータ再入門○VDU労働の特徴○作業編成を考える○作業時間規制から始める
- VDUと妊娠・出産○VDUとメンタルヘルス○職場での健康管理
- 作業環境とワークステーションを見直す○VDU機器、CRT等の表示装置
- システムの理解とソフトウェアへの発言○チェック・監視機関○VDU労働と団体交渉

池田省三著 自治労安全衛生対策室編 労働基準調査会発行 定価七百円(送料二百円)

関西労災職業病 定期購読について

部数	年間購読料(送料含む)
1部	2000円
2部	3000円
3部	4000円
4部	5000円
5部以上	100円×部数×12ヵ月

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で、原則として郵送による購読をお願いしています。料金は左記の通りで、5部以上は送料を当センターで負担します。

お申し込みは、郵便振替をご利用下さい。労金口座ご利用の場合

は住所、氏名など必要事項を別途電話、葉書などでお知らせ下さい。

◆郵便振替口座 大阪6-315742 ◆大阪労働金庫 梅田支店 95721

〒550 大阪市西区新町2丁目19番20号西長堀ビル4階 ☎(06)538 0148

関西労働者安全センター

古書 & レンタルコミック

時代屋



大阪市此花区伝法4丁目2番39号

☎(06)465 5441 2階 此花労働者センター

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株) 千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28